

山梨県公報

第千六百八十二号

平成十八年

七月十三日

木曜日

目次

告示

山梨県女性労働者就業実態調査の実施	五三九
県営土地改良事業の完了	五三九
道路の区域変更	五四〇
道路の供用開始(四件)	五四〇
一定の団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定	五四一

公告

落札者等の決定について	五四一
平成十八年度クリーニング師試験の実施	五四一
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	五四二
土地区画整理組合の解散認可	五四三

教育委員会

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係規則の整備に関する規則	五四三
山梨県総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則	五四三
山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示	五四三

その他

一般競争入札について(二件)	五四四
----------------	-----

告示

山梨県告示第三百七十六号

山梨県女性労働者就業実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査の目的

県内事業所における男女労働者の雇用の実態や、雇用に対する事業主及び労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得、もって労働福祉施策に反映させることを目的とする。

二 調査事項

1 事業所調査

- (一) 事業所の概要に関する事項
- (二) 従業員の就業状況に関する事項
- (三) 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項
- (四) 男女の均等待遇に関する事項
- (五) 次世代育成支援対策推進法に関する事項

2 個人調査

- (一) 個人及び家族に関する事項
- (二) 従業員の就業状況に関する事項
- (三) 従業員の職業意識に関する事項
- (四) 男女の均等待遇に関する事項
- (五) 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項
- (六) 男性の育児参加に対する意識に関する事項
- (七) 女性が働くことに対する意識に関する事項

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した二千の事業所及びその事業所に勤務する六千人の男女従業員

四 調査の期日

平成十八年八月一日を調査基準日とし、平成十八年八月一日から同月二十五日までを対象期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第三百七十七号

県営土地改良事業(上石森地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十八年三月二十四日をもって完了した。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田山中湖自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡山中湖村平野字向切詰四七九番の一七三地先から 南都留郡山中湖村平野字向切詰四七九番の一七七地先まで	四・〇 二〇・九	四・一 七・八	四・〇 二〇・九	七九〇・〇
				七九〇・〇

山梨県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	石和温泉停車場線	笛吹市大字石和町松本字三門一八八番の三地先から 笛吹市大字石和町松本字前河原一一九〇番地先まで	三三八・七	平成十八年七月十三日

山梨県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十八年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜葎崎線	葎崎市穴山町字能見城四二四五番の一地先から 葎崎市穴山町字能見城四二二七番の二地先まで	五八・二	平成十八年七月十三日

山梨県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十八年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜葎崎線	葎崎市穴山町字夏目三九四七番地先から 葎崎市穴山町字夏目三九五二番の一地先まで	六八・三	平成十八年七月十三日

山梨県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十八年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十三日

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	箕輪須玉線	北杜市須玉町大字六平字蟹坂一〇〇番の一地先から 北杜市須玉町大字六平字宮田五五四五番地先まで	二三八・〇	平成十八年七月十三日

山梨県告示第三百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 認定番号
山梨県指令建指第六七四号
- 二 認定対象区域
甲斐市島上条字村統三七三番一の一部、三七三番二の一部、三七五番一、三七五番二、三七五番三、三七六番四、三七六番六、三八二番一の一部及び三八二番二の一部
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県土木部建築指導課

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
地域公共ネットワークシステム保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日

随意契約の相手方の氏名及び住所

四 日本システムウエア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

五 随意契約に係る契約金額
五千九十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 平成十八年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成十八年七月十三日

- 一 試験日時
平成十八年十月二十日（金）午前九時三十分
- 二 試験場所
甲府市朝気一丁目二 山梨県立男女共同参画推進センター
- 三 受験資格
クリーニング業法第七条第三項に規定する者
- 四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書
山梨県知事 山本 栄彦

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

(四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

受検手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はしないこと。）

3 受験願書受付期間
 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
 平成十八年八月二十一日（月）から同年九月一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十八年九月一日までの消印のあるものは有効とする。

4 受験願書等の提出先
 受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内二丁目六番一号）に提出すること。

5 試験科目
 1 学科試験
 (-) 衛生法規に関する知識
 (二) 公衆衛生に関する知識
 (三) 洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験
 洗濯物の処理に関する技能

六 問い合わせ先
 受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十八年七月十三日

一 退任	山梨県知事	山	本	栄	彦
------	-------	---	---	---	---

役職名	氏名	住 所	退任年月日
同	雨宮 誠	同 古府中町九五五番地	同
理事	保坂 昭泰	甲府市上積翠寺町九六六番地	平成十八年三月三十一日

二 就任	山梨県知事	山	本	栄	彦
------	-------	---	---	---	---

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	山村 哲夫	同 塚原町七五七番地	同
監事	数野 幸男	同 古府中町二九五七番地	同
同	野村 好則	同 上積翠寺町一七二三番地	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	岡 憲幸	甲府市塚原町三三七番地	平成十八年四月一日
同	千野 等	同 北新二丁目一番地一七号	同
同	野村 好則	同 上積翠寺町一七二三番地	同
監事	保坂 昭泰	同 九六六番地	同
同	雨宮 誠	同 古府中町九五五番地	同

二 就任	山梨県知事	山	本	栄	彦
------	-------	---	---	---	---

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	高石 鷹雄	南アルプス市湯沢九〇七	平成十八年六月七日

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十八年七月十三日

一 退任	山梨県知事	山	本	栄	彦
------	-------	---	---	---	---

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	新津 森次	南アルプス市落合八五五	平成十八年六月八日

● 土地区画整理組合の解散認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。
平成十八年七月十三日

一 組合の名称

富士吉田市向海土地区画整理組合

二 事務所所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地

三 解散認可の年月日

平成十八年七月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十六号

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十八年七月十三日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係規則の整備に関する規則

（山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一石和の項中「及び旧八代町の区域、（東八代郡）芦川村」を「、旧八代町及び旧芦川村の区域」に改める。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県峡東教育事務所の項中「東八代郡」を削る。

（山梨県立養護学校通学区域等に関する規則の一部改正）

第三条 山梨県立養護学校通学区域等に関する規則（平成八年山梨県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項及び山梨県立かえで養護学校の項中「東八代郡」

を削る。

附 則

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十七号

山梨県総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十三日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

山梨県総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「（平成十六年山梨県教育委員会訓令甲第一号）」を「（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）」に改める。

一 山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号）第十二条

二 山梨県立美術館処務規程（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号）第十四条

三 山梨県立図書館処務規程（昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号）第十一条

四 山梨県立考古博物館処務規程（昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号）第十四条

五 山梨県立文学館処務規程（平成元年山梨県教育委員会規則第八号）第十四条

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県総合教育センター管理規則、山梨県立美術館処務規程、山梨県立図書館処務規程、山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の規定は、平成十八年四月一日から適用する。（経過措置）

2 平成十八年四月一日前にこの規則による改正前の山梨県総合教育センター管理規則、山梨県立美術館処務規程、山梨県立図書館処務規程、山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の規定によりされた文書の処理に関する手続その他の行為は、この規則による改正後の山梨県総合教育センター管理規則、山梨県立美術館処務規程、山梨県立図書館処務規程、山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

山梨県教育委員会告示第六号

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年七月十三日

山梨県教育委員会

委員長 曾根修一

山梨県教科用図書採択地区の設定（昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

表峡東の項中「東八代（芦川村）」を削る。

附則

この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

その他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年七月十三日

山梨県立中央病院管理局長 中川洋

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立中央病院清掃業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成十八年十月一日から平成二十一年九月三十日まで

4 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

3 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に規定する基準

に適合する者であること。

4 この公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立中央病院管理局長が判断した者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

7 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの二年間において、従業員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行為がない者であること。

8 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約を履行した実績を有すること。

9 1から8までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局医事サービス課施設サービス担当 電話〇五五 二五三 七一一 内線一一二〇六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十八年七月二十八日（金）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成十八年八月七日（月）から同月十日（木）までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札説明会の日時及び場所

平成十八年八月二十二日（火）午前九時 山梨県立中央病院多目的ホール

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年八月二十九日（火）午前十時 山梨県立中央病院多目的ホール

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年八月二十五日（金）午後五時までに山梨県立中央病院管理局医事サービス課施設サービス担当（郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第

九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Cleaning Services for Yamanashi Prefectural Central Hospital 1 set

2 Date and Time for tender

10:00AM August 29, 2006

3 Bureau in charge

Facilities Service Section, Medical Matters Service Division,

Administrative Bureau, Yamanashi Prefectural Central Hospital

1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8506 Japan TEL 055-253-7111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年七月十三日

山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立中央病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成十八年十月一日から平成二十一年九月三十日まで

4 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第百九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法律」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業（感染性）の山梨県知事及び処分を行う所在地の都道府県知事等の許可を受けている者であること。
 - 3 法律に基づき、特別管理産業廃棄物処分業（感染性）の都道府県知事等の許可を受けている者であること。
 - 4 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの三年間において、一年間継続しての三百床以上の医療機関の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務の請負実績を有し、当該業務を問題なく履行していること。
 - 5 この公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立中央病院管理局長が判断した者であること。
 - 6 この公告の日から入札の日までに山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 7 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において、廃棄物及び環境保全に関する法令等に違反した行政処分の適用を受けていない者であること。
 - 8 1 から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局医事サービス課施設サービス担当 電話〇五五 二五三 七一 一 内線一一〇六
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十八年七月二十八日（金）までの山梨県の休日を含め、例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成十八年八月七日（月）から同月十日（木）までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - 4 入札説明会の日時及び場所
平成十八年八月二十二日（火）午前十時三十分 山梨県立中央病院多目的ホール
 - 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十八年八月二十九日（火）午後二時 山梨県立中央病院多目的ホール

- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十八年八月二十五日（金）午後五時までに山梨県立中央病院管理局医事サービス課施設サービス担当（郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号）に必着すること。
 - 7 入札方法
入札金額は、収集運搬及び処分を行う感染性廃棄物一キログラム当たりの単価（収集運搬及び処分一切を含む。）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 9 落札者の決定方法
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第八条の二又は第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約書作成の要否
要
 - 4 長期継続契約
この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Collection, Transportation and Disposal of the Infectious Waste matter for
Yamanashi Prefectural Central Hospital 1 set
- 2 Date and Time for tender
2:00PM August 29, 2006
- 3 Bureau in charge
Facilities Service Section, Medical Matters Service Division,
Administrative Bureau, Yamanashi Prefectural Central Hospital
1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8506 Japan TEL 055-253-7111

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番